

資料 2

重度心身障害者医療費助成事業 給付方法の見直しについて

平成30年1月31日(水)

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課

重度心身障害者医療費助成事業

- 1 事業の目的
重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者への医療費助成事業を行う市町村に対し、補助金を交付する。
- 2 実施主体
市町村
- 3 受給対象者
 - 身体障害者手帳 1級・2級
 - 療育手帳 A1・A2

4 助成の範囲

各医療保険診療に係る自己負担分額から、

- 他の法律で負担する分
 - 各保険による付加給付分
 - 高額療養費の分
- を控除した額

(例) 保険給付7割、自己負担3割



※入院時食事療養費標準負担額については、
県の補助対象外。

5 所得制限(障害児福祉手当準拠)

以下の所得制限額を超えるときは、対象外

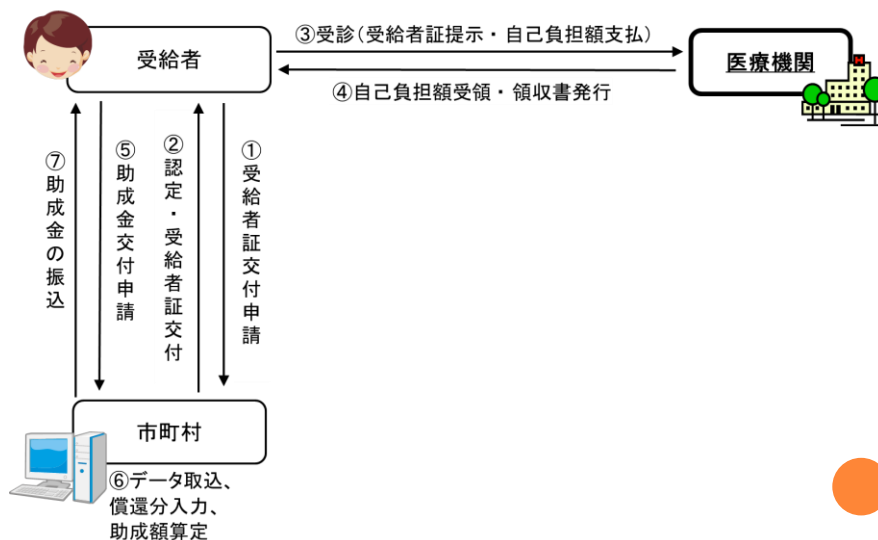
| 扶養親族等の数 | 本人 | | 配偶者及び扶養義務者 | |
|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | 収入額 | 所得額 | 収入額 | 所得額 |
| 0 | 5,180,000 | 3,604,000 | 8,319,000 | 6,287,000 |
| 1 | 5,656,000 | 3,984,000 | 8,596,000 | 6,536,000 |
| 2 | 6,132,000 | 4,364,000 | 8,832,000 | 6,749,000 |
| 3 | 6,604,000 | 4,744,000 | 9,069,000 | 6,962,000 |
| 4 | 7,027,000 | 5,124,000 | 9,306,000 | 7,175,000 |
| 5 | 7,449,000 | 5,504,000 | 9,542,000 | 7,388,000 |

6 事業実績

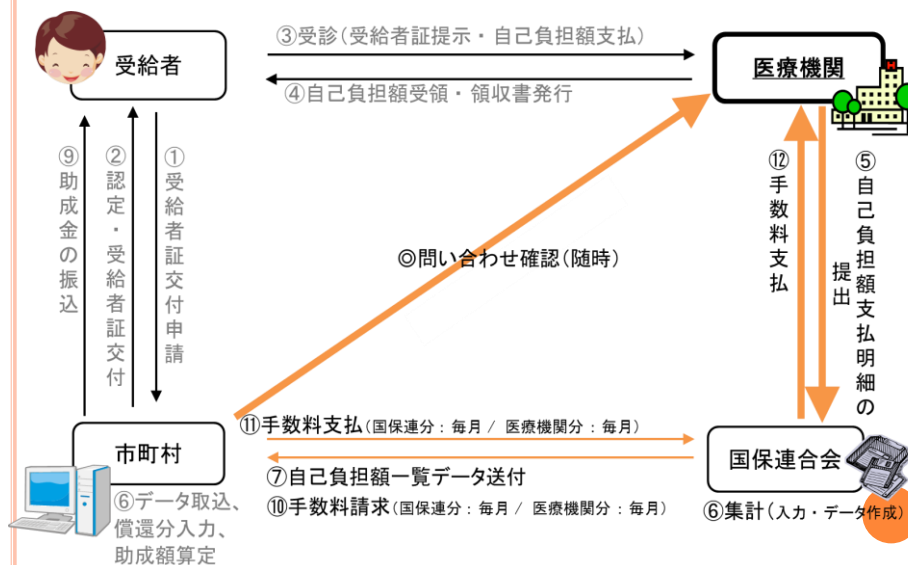
| | 受給者資格者数 | 県補助交付決定額 |
|--------|---------|-----------|
| 平成24年度 | 27,653 | 1,072,444 |
| 平成25年度 | 27,902 | 1,110,212 |
| 平成26年度 | 28,151 | 1,128,267 |
| 平成27年度 | 27,731 | 1,116,230 |
| 平成28年度 | 28,215 | 1,108,946 |

給付方法の見直しについて

現在:償還払い



平成30年8月～:自動償還払い



保険医療機関等における自動償還方式の 事務処理方法(1)

- ① 重度心身障害者医療費助成制度の受給資格者であることを「受給者証(自動償還)」で確認する

【保険証との突合】

国保・社保等保健証と重度心身障害者医療の受給者証との照合を行い、氏名や生年月日等により、同一人物であることを確認します。

→ 「保険証」と「受給者証」との双方を確認してください。利用者の方には、「受給者証」は診療の都度提示するようお願いしていますので、窓口での確認について、ご協力をお願いします。

【有効期限の確認】

診療を受けようとする日が、受給者証に記載の資格対象期間内であるかを確認します。

→ 市町村により、有効期間が異なる場合があります。受給者証には有効期間を明記してあります。有効期間が過ぎている場合は、利用することができません。

保険医療機関等における自動償還方式の 事務処理方法(2)

- ② 診療等に係る一部負担金を窓口にて徴収する。

【自己負担額の窓口徴収】

対象者が受けた保険適用となる医療費について、国保・社保等の規定による負担割合に基づき、一部負担金(自己負担額)を徴収します。

→ これまでと同様、保険負担割合の3割等の一部負担金を利用者に支払ってもらっています。自動償還方式は、償還払いの一つですので、利用者の方にいったんお支払いしていただいた後に、助成をおこないます。

保険医療機関等における自動償還方式の 事務処理方法(3)

③ 医療費自己負担額支払い明細書を作成する。

【窓口で徴収した自己負担額の記録】

月毎の集計額を「医療費自己負担額支払明細書」に記載するため、窓口徴収した自己負担額をその都度記録します。

→ 保険適用外診療は、助成対象外です。

【医療費自己負担額支払明細書の記載】

(手作業による場合)

記録しておいた窓口徴収の自己負担額を診療月で累計し、受給者に関する他の基本情報をあわせて、明細書に転記します。

(入力ソフト、レセコンによる場合)

報告用データは、沖縄県国民健康保健団体連合会の示しているデータレコード様式にしたがって提出をお願いします。

→ データレコード仕様及び入力ソフトによる作成方法については、沖縄県国民健康保健団体連合会から提供されるマニュアルをご覧ください。

保険医療機関等における自動償還方式の 事務処理方法(4)

④ ③で作成した「明細書」を提出(報告)する。

【医療費自己負担額支払明細書の提出】

作成した者医療費自己負担額支払明細書を、診療月の翌月の10日(電子媒体での提出については、診療月の翌月の15日)までに沖縄県国民健康保健団体連合会に提出します。

→ 医療機関番号は、レセプト作成で使用しているものと同じです。

→ 提出の期限を過ぎると、次回(翌月)の受付扱いになります。

⑤ 自己負担額等に変更が生じた場合は、市町村へ報告する。

【差額発生報告書の提出】

④の医療費自己負担額支払明細書を提出後に、自己負担額等に変更が生じた場合は、差額発生報告書を作成して、対象の受給者の居住する市等村に提出します。

→ 通常の事務は④までで終わりです。自己負担額等に変更が生じた場合は、市町村への報告をお願いします。

